1　事案の表示
　無線設備規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第105号）の一部を改正する省令案
2　期日　平成22年８月20日（金）午後２時から
3　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）会議室
4　主宰する審理官　主任審理官　中道　正仁
5　事案の要旨
　無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案
⑴　改正の内容
　無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の27第９号に規定する干渉を軽減する機能を有することを要しない期限を延長すること。(附則関係)
⑵　施行期日
　公布の日から施行すること。
6　意見の聴取の手続（対象：利害関係者）
　この意見の聴取（日本語で行います。)において意見を述べようとする利害関係者は、意見の聴取を能率的に行うため、様式１に必要な事項を記載して電波監理審議会主任審理官あて（郵便番号100―8926　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号総務省内）に平成22年８月12日（木)(必着）までに、書面により提出してください。
　なお、利害関係の内容について、後日、問い合わせをすることがありますので、あらかじめ了解願います。意見の聴取に出席していただくか否かについては、おって通知します。
7　その他
　省令案の入手及び事案の内容については､総合通信基盤局電波部移動通信課(電話番号03―5253―5896）へ、６の意見の聴取の手続については、同局総務課（電話番号03―5253―5829）へお問い合わせください。

様式１

第477回電波監理審議会意見の聴取　準備書面

平成　　年　　月　　日

主任審理官
　中道　正仁　殿

利害関係者
　郵便番号、住所、電話番号
　氏　　名　　印（又は署名）
代　理　人
　郵便番号、住所、電話番号
　職　　業
　氏　　名　　印（又は署名）

下記のとおり、電波監理審議会の意見の聴取における準備書面を提出します。

記

1　事案の表示
　無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案
2　意見の聴取の期日に行う陳述の要旨
注１　利害関係者の氏名については、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押印（又は署名）してください。
　なお、代理人を選任した場合は、利害関係者の印の押印（又は署名）は不要ですが代理人選任届（様式２）が必要です。
　２　陳述の要旨は、事案について予想される利害又は述べようとする意見が明確となるように記載してください（本用紙に全部を記載できない場合は、別紙に記載して当該別紙を添付してください。)。また、引用する資料があるときは、その原本､謄本又は抄本を添付してください(添付できない場合は、その理由を記し、当該資料の所在を明示してください。)。
　３　口頭による意見の聴取の際、準備書面に記載された事項以外のことについては、原則として陳述することができません。
　４　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。

様式２

第477回電波監理審議会意見の聴取　代理人選任届

平成　　年　　月　　日

主任審理官
　中道　正仁　殿

利害関係者
　郵便番号、住所、電話番号
　氏　　名　　印（又は署名）

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に関する電波監理審議会の意見の聴取において、下記の者を代理人として選任しましたので、届けます。

記

代　理　人
　氏　　名
　郵便番号、住所、電話番号
　職　　業

注１　代理人が２名以上あるときは、列記してください。
　２　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。

国指定祁苗島鳥獣保護区及び同祁苗島特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。
　傍聴希望者は、あらかじめ埼玉県さいたま市中央区新都心11―２明治安田生命さいたま新都心ビル18階関東地方環境事務所（電話番号048―600―0817）へ御連絡ください。
　なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成 22 年７月 29 日　環境大臣　小沢　鋭仁

記

1　日時　平成22年８月26日（木）14時30分から15時30分まで
2　場所　東京都神津島村1179生きがい健康センター
3　案件　国指定祁苗島鳥獣保護区及び同祁苗島特別保護地区の指定について

国指定大野原島鳥獣保護区及び同大野原島特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。
　傍聴希望者は、あらかじめ埼玉県さいたま市中央区新都心11―２明治安田生命さいたま新都心ビル18階関東地方環境事務所（電話番号048―600―0817）へ御連絡ください。
　なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成 22 年７月 29 日　環境大臣　小沢　鋭仁

記

1　日時　平成22年８月24日（火）16時30分から17時30分まで
2　場所　東京都三宅島三宅村坪田4188三宅島自然ふれあいセンター・アカコッコ館視聴覚棟
3　案件　国指定大野原島鳥獣保護区及び同大野原島特別保護地区の指定について